Yamatsubaki



山

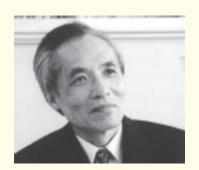
椿



今年の年賀状に、「昨年で現 行憲法の公布から70年が経 ちました。私共は、憲法を守 ることがいかに大切なこと であるかを教えられてきまし た。内外とも混沌とした時代 を迎えていますが、憲法を守 ることが一層大切になってく ると考えています。」と書き 添えました。私は、京大法学 部で昭和25年~昭和28年と いう戦争の残影の残っている 時期に学びましたが、京大事 件(昭和8年)で研究の自由 と大学の自治を求めて辞職 された滝川幸辰(刑法)、佐々 木惣一(憲法)、末川博(民 法)、恒藤恭(法哲学)の先生 方が復職されていました。そ の先生方の講義に感銘を受け ましたが、その中でも末川先 生が、現行憲法は戦争の犠牲 となった多くの人々が戦後の 日本が進むべき方向を後世に 残したものであるのでしっか り守る必要があることを諄々 とさとされたことが私の頭に 滲み込んでおり、年頭の所感 としました。私は、昭和53年 に刊行されました『末川先生 追悼論集・法と権利 4』に、 「所得税法における所得の分 類」を寄稿しています。

話は前後しますが、昭和28年に司法修習生(7期)となり、昭和30年に裁判官に任官し、佐賀地裁、大阪地裁、東京高裁、東京地裁(統括)に裁判官と

して勤務し、その間昭和36年 ~昭和52年にかけて法務省 に訟務検事として出向してい ます。東海大学法学部の創設 にお誘いを受けて、昭和59年 に裁判官を退官して東海大学



山田 二郎 (7期) ●Jiro Yamada

法学部教授(租税法専攻)に 転職し、同時に弁護士の登録 (第二東京弁護士会)をしま した。平成6年に東海大学教 授を定年退職して、その後は 租税事件に特化し弁護士業務 に専念しています。

私が租税法に関心を持つきっかけとなったのは、シャウプの税制勧告(昭和25年)の中で「大学の法学部で租税法の講座を独立の科目として、昭和26年に東大法学部に租税法の講と京大法学部に租税法の講座は、税金を取り立てる財政ましたが、税金を取り立てる財政ましたが、税金を課税主体である国・地方自治体と納税者の間

の債権・債務関係としてとらえる租税法という講座はありませんでした。京大法学部では汐見三郎先生が租税法の講義を始められ、私はその講義を聞いて租税法に強い関心を持ち、その後司法修習生の時に中川一郎先生らが創設(昭和26年)されていた日本税法学会に、その後金子宏先生らが設立された租税法学会に入会し(第1回総会(昭和47年)で研究報告)、租税法の勉強を続けて今日に至っています。

勉強の成果は、平成10年に、 『租税法の解釈と展開』(1)、 (2)と『租税法重要判例解説』 (1)、(2)の4冊にまとめて信 山社から刊行しました。感激 しましたことは、同僚・後輩 の研究者から『古希記念論集 税法の課題と超克』、『喜寿記 念論集 納税者保護と法の支 配』の献呈を受けたことでし た。前書には園部逸夫元最高 裁判事が、後書には清永敬次 京大名誉教授が題字を揮毫し てくださいました。

私が弁護士を志向している 司法修習生に言ってきたこと は、何か強い分野を持つ弁護 士になってほしいということ でした。

論語の一節を引用して締めくくります。「繰り返し学び、友と学問について話し、人から評価されなくても怒らないのが学ぶ者の姿だ。」

Hanamizuki

花水木





張江 亜希 (61期) ●Aki Harie

法教育委員会のS先生から、「花水木の執筆をお願いできませんか」と言われたのは、法教育委員会の懇親会の席でした。そこで、私は、「法教育委員会の話をさせていただけるなら、書きます」とお答えしたところ、S先生から「是非、法教育委員会の話をしてください!」とお許しを得ましたので、ここでは、インにご紹介させていただこうと思います。

私は、昨年の12月で弁護士登録9年目を迎えましたが、登録3年目ころに、そろそろ事務所外の弁護士会の活動にもかかわってみたいなと思い、何となく面白そう、という理由だけで法教育委員会への所属を希望しました。その後、現在では、法教育の面白さにすっかりはまってしまいました。

法教育委員会がどのような活動をしているのかといいますと、主に、子どもたちが自由で公正な民主主義社会の担い手となるよう、小・中学校や高等学校、特別支援学校等に出向いて授業を行ったり、そのための教材を作成したりしています。

私も、いろいろな学校で法

教育の授業を行わせていただ きましたが、その際、言葉遣 いに非常に気を遣っていま す。法律用語そのままの単語 で話しても、子どもたちには 伝わりません。自由、公正、 正義等、当たり前のものとし て使っている単語ですら、「そ れって一体どういうこと?」 という質問が子どもたちから なされることもあります。し かし、こちらが平易な表現で 説明すると、初めて会う弁護 士が急に話し出したことに身 構えていた子どもたちが「ふ むふむ、この弁護士が話して いることはそういうことか。 何となくだけど、私たちにと ってとても大事なことみたい だ」という表情をしてくれる 瞬間があります。その瞬間が 「法教育をやっていてよかっ た!」と感じる時です。

このような経験は、普段の 業務で依頼者に話をする際に も役立っています。目の前の 依頼者が私の話を理解してく れているかを考えながら、言 葉を選ぶことを心がけるよう になりました。それでも、つ い、法律用語をズラズラと話 してしまうこともあり、反省 を繰り返す日々です。

また、平易な言葉で説明するには、私自身がその制度や単語の意味を理解していなければならず、基本的な知識の重要性にも気付きました。先

日も、とある高等学校で立憲 主義についての授業を行った のですが、立憲主義とは何か について確認すべく、久々に 憲法の基本書を読み返したり しました。意外と忘れている こともあり、「あぁ、やはり、 基本書を読むことって大事だ な」と痛感した次第です。

最近は、休日のリフレッシュとして料理教室に通っていますが、ここでも講師から基本の大切さを学びました。今まで自己流で作っていた料理も食材の特性(タンパク質が何℃で変性するか等)を学び、その基本的な特性を生かした調理をすると仕上がりが格段によくなりました。ソミュール法で作る自家製ハムなどは基本を守りながらじっくり時間をかけて作ると絶品になります。

登録9年目ともなると、世間的にはそろそろ中堅弁護士と言われるようになりますが、私にはまだまだ足りない部分もあり、基本を疎かにせず、これからも日々精進していきたいと思います。



絶品の自家製ハム